

# 宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃

男子服・婦人服製造業に従事する家内労働者の最低工賃が改正されました。

## 令和8年4月25日から宮城県全域に適用

- 適用する家内労働者……宮城県の区域内で、男子服製造業に係る背広上衣若しくはズボンのまとめの業務又は婦人服製造業に係るワンピース、ブレザー、コート、スカート若しくはスラックスのまとめの業務に従事する家内労働者
- 適用する委託者……前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

### (1) 男子服製造業に係るまとめの業務

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。

ただし、金額欄の括弧内の長さ以外の場合は、1センチメートル単位で換算した金額とし、1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品目	工程	規格	金額
背広上衣	下襟からげまつり(すみまつり)	針目が3センチメートル間隔に6針以上	1枚(10センチメートル)につき 42円
		針目が3センチメートル間隔に9針以上	1枚(17センチメートル×2)につき 52円
	肩裏まつり	針目が3センチメートル間隔に9針以上	1枚(60センチメートル×2)につき 175円
	袖付け裏まつり	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1枚(30センチメートル×2)につき 59円
	前裏裾まつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	1枚(70センチメートル×2)につき 118円
	見返し奥星入れ	針目が3センチメートル間隔に4針以上	1枚(45センチメートル×2)につき 81円
	見返し7ミリメートル星入れ	針目が3センチメートル間隔に9針以上	1枚(32センチメートル×2)につき 92円
	袖口裏まつり	鎖糸ループ長さ1センチメートル	1枚につき 21円
	背裏鎖止め(鎖止め)	針目が3センチメートル間隔に6針以上	1枚(10センチメートル)につき 23円
	ベントまつり	針目が3センチメートル間隔に6針以上	1枚(20センチメートル×2)につき 74円
	背裾まつり	糸くず取り	1枚につき 50円
	ズボン	腰裏かんぬき止め	8か所
腰裏後端まつり		針目が3センチメートル間隔に10針以上	1本につき 16円
前立てまつり		針目が3センチメートル間隔に6針以上	1本につき 16円
天ぐ裏まつり			1本につき 16円
シックまつり			1本につき 45円
小股千鳥			1本につき 25円
内股千鳥			1本につき 35円
ボタン付け		小ボタン、糸足つき根巻4回以上	1個につき 17円
糸くず取り			1本につき 41円

### (2) 婦人服製造業に係るまとめの業務

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。

ただし、金額欄の長さ以外の場合は、1センチメートル単位で換算した金額とし、1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品目	工程	規格	金額
ワンピース	見返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 19円
		針目が3センチメートル間隔に4針以上	10センチメートルにつき 17円
	裾まつり	1センチメートル以上型	1組につき 23円
	スナップ付け	1センチメートル未満型	1組につき 24円
	かぎホック付け	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき 31円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 14円
	鎖糸ループ付け		1か所につき 20円
	ブリーツしつけ	×印しつけ止め	1か所につき 13円
	見返し裏まつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	10センチメートルにつき 41円
	肩パット付け		1組につき 50円
	糸くず取り		1枚につき 42円

品目	工程	規格	金額
ブレザー	見返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 23円
		針目が3センチメートル間隔に3針以上	10センチメートルにつき 48円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 16円
		20ミリメートル以上、4つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 19円
	カボタン付きボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 19円
		20ミリメートル以上、4つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 21円
	ベント止め	×印しつけ止め	1か所につき 14円
	肩パット付け		1組につき 49円
	糸くず取り		1枚につき 38円
	コート	見返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上
1センチメートル型			1組につき 23円
ボタン付け		18ミリメートル以下、2つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 16円
		20ミリメートル以上、4つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 17円
カボタン付きボタン付け		18ミリメートル以下、2つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 20円
		20ミリメートル以上、4つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 21円
ベント止め		×印しつけ止め	1か所につき 13円
ブリーツしつけ			1か所につき 13円
肩パット付け			1組につき 46円
糸くず取り			1枚につき 37円
スカート	見返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 16円
		1センチメートル以上型	1組につき 23円
	スナップ付け	1センチメートル未満型	1組につき 24円
	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき 31円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 14円
		20ミリメートル以上、4つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 16円
	鎖糸ループ付け		1か所につき 20円
	ベント止め	×印しつけ止め	1か所につき 13円
ブリーツしつけ		1か所につき 12円	
ウエスト裏まつり	針目が3センチメートル間隔に7針以上	20センチメートルにつき 45円	
糸くず取り		1枚につき 31円	
スラックス	スナップ付け	1センチメートル以上型	1組につき 23円
		1センチメートル未満型	1組につき 25円
	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき 31円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 16円
		20ミリメートル以上、4つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 19円
	糸くず取り		1枚につき 31円
	3段前かん		1組につき 28円

◎ 最低工賃が適用される委託者、家内労働者の皆さんは、次のことにご注意願います。

- 委託者は、この最低工賃額以上の工賃を支払わなくてはなりません。最低工賃額に達しない工賃の支払いを定める契約は、その部分については無効となり、その無効となった部分は、最低工賃額の支払いの定めをしたものとみなされます。
- 委託者は、家内労働者に家内労働手帳を交付し、工賃単価、受領した物品の数量、支払った工賃額などをその都度、記入しなければなりません。

最低工賃についてのご照会、ご相談は、宮城労働局労働基準部賃金室（仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎 ☎022-299-8841）

または、最寄りの労働基準監督署へご連絡下さい。

仙台労働基準監督署 022-299-9075

大河原労働基準監督署 0224-53-2154

石巻労働基準監督署 0225-22-3365

瀬峰労働基準監督署 0228-38-3131

古川労働基準監督署 0229-22-2112

# 宮城労働局